

松原市における  
「市民公益活動」及び「行政と市民との協働」のあり方について  
(指針)

平成 21 年 3 月

松原市

## 目次

はじめに .....	3
<b>1：市民公益活動のあり方について.....</b>	<b>1</b>
(1) 市民公益活動とは .....	1
(2) 市民公益活動の意義 .....	2
(3) 市民公益活動の促進のために.....	3
(4) 市民活動サポートサロンが果たす役割 .....	4
(5) 「市民活動サポートサロン」が機能するために必要な要件.....	5
<b>2：行政と市民の協働のあり方について .....</b>	<b>7</b>
(1) 互いの強みを活かし、弱みを補完しながら、共に松原市をつくるパートナーであること の意識化を進める .....	7
(2) 行政職員の市民公益活動への理解を深め、資質を向上する .....	8
(3) さまざまな部局が横断的に取り組み、効率的、効果的に事業を進める .....	9
(4) 協働の具体的な仕組みづくりを行う .....	9
(5) 市民と行政が共に汗をかき、目的達成に取り組む関係づくりを進める.....	11
<b>3：松原市市民との協働推進懇話会委員名簿 .....</b>	<b>12</b>
<b>4：松原市市民との協働推進懇話会審議内容 .....</b>	<b>13</b>
<b>5：松原市市民との協働推進懇話会設置要綱 .....</b>	<b>14</b>
<b>6：大阪府下の拠点施設 .....</b>	<b>15</b>

## はじめに

少子高齢化・人口減少社会の到来など私たちを取り巻く社会環境は急速に変化しており、それに伴い市民ニーズについても複雑化、多様化しております。

このような中、市民ニーズに迅速に応え、真に対等なパートナーとして、行政と市民が協働しながら課題解決にあたる活気あるまち作りの実現に向け、「松原市における「市民公益活動」及び「行政と市民との協働」のあり方についての指針」を策定いたしました。

今後は、市民が主体的にイキイキと暮らせる松原市の実現に寄与するため、この指針を基に、市民活動のインキュベートを推進し、複雑化・多様化する市民ニーズに迅速に対応するとともに、市民やNPOと行政との協働を推進し、将来を展望した特色ある地域づくりへの主体的な取り組みや直面する重要課題への的確な対応に努めてまいります。

そして、本市が安心と希望にあふれ、誰もが住んで良かったと思える魅力ある松原市を、次世代を担う子ども達に渡すために、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、指針策定にあたり、貴重なご意見をいただいた懇話会委員の皆様に、お礼を申し上げます。

平成 21 年 3 月

松原市長 中野 孝則

# 1：市民公益活動のあり方について

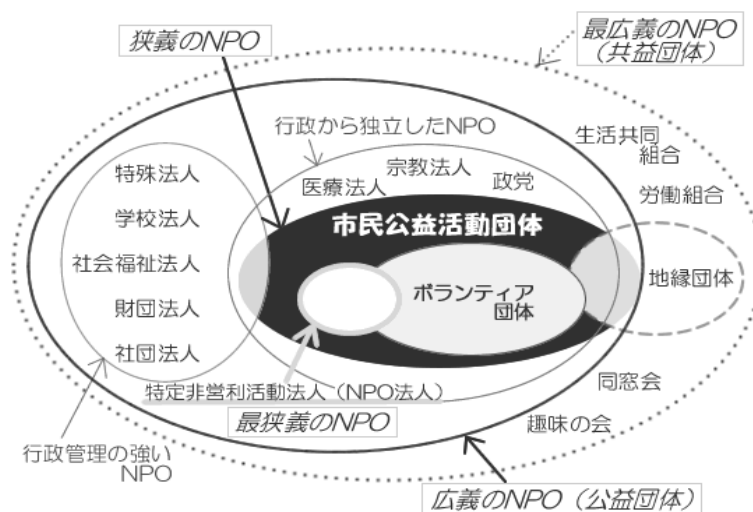
## (1) 市民公益活動とは

「市民公益活動」は、市民によって取り組まれる公益活動で、「公益活動」は、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動」をいいます。「市民」は松原市の在住・在勤・在学者等を指しますが、「市民公益活動」という場合の「市民」は、行政や営利組織の立場ではない、個々の生活者としての立場で社会に存在する人や組織といった意味です。

「市民公益活動団体」または「市民活動団体」を一般的に「NPO」といいます。「NPO」は、Nonprofit Organization または Not-for-profit Organization の略で、「民間非営利組織」と訳されています。特定非営利活動法人として認証を受けた団体（NPO 法人）や任意団体を総称して NPO と呼ぶことが一般的です。

「非営利」は、収益を分配しないという意味で、収益を得ないことではありません。従って、イベントや事業受託で収益を得ることは可能であり、有給スタッフを雇うこともできます。収益から、経費を差し引いた利益を構成員に分配せず、目的達成のために次の事業に投入することを「非営利」といいます。

NPOは、最狭義から最広義まで多様な団体が存在します。本指針の「市民公益活動団体」は、この図1の「狭義のNPO」が示す範囲を指します。したがって、NPO法人も任意団体も、自治会組織も含まれることがあります。自組織やその会員の利益に完結する活動については除外し、不特定多数の利益に貢献する活動を対象とします。



【図1】 出典：大阪ボランティア協会（NPO推進センター「よくある質問Q&A」）

## (2) 市民公益活動の意義

松原市では、多くの団体が公益的な活動に携わっています。特定非営利活動法人格の有無にかかわらず、社会福祉、国際交流、環境保護、生涯教育、子育て支援等、「特定非営利活動促進法」で定められた 17 分野に該当する活動を実施している団体は多数あると考えられます。

市民公益活動の推進は、市民の主体的なまちづくりへの参画を促進します。現代社会の多様化、複雑化するニーズに対し、「何とかしたい」という自発性からスタートする活動は、継続するにつれて専門性やネットワークを育み、本市においても柔軟なスタイルで課題解決を進めてきました。

また市民公益活動の輪が広がることは、松原市の活性化や発展、活気あるまちづくりに直結しています。このような市民公益活動は、特に阪神淡路大震災以降、新たな公共の担い手と期待され、全国的にも活動の波及効果が広がっています。

### 【参考】特定非営利活動促進法で定められた特定非営利活動 17 のテーマ

- 01：保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - 02：社会教育の推進を図る活動
  - 03：まちづくりの推進を図る活動
  - 04：学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - 05：環境の保全を図る活動
  - 06：災害救援活動
  - 07：地域安全活動
  - 08：人権の擁護又は平和の推進を図る活動
  - 09：国際協力の活動
  - 10：男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
  - 11：子どもの健全育成を図る活動
  - 12 情報化社会の発展を図る活動
  - 13 科学技術の振興を図る活動
  - 14 経済活動の活性化を図る活動
  - 15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
  - 16 消費者の保護を図る活動
  - 17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ※不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものであること

### (3) 市民公益活動の促進のために

本市には、自治会組織を中心とするエリア型活動と特定のテーマごとに活動するテーマ型活動の両方があります。例えば、自分たちの住む地域で「高齢者の孤独死を出したくない」発意から取り組まれる地区福祉委員会等を中心とした高齢者の見守り、サロン活動。また、広く松原市全般に呼びかけて集まる乳幼児の子育てサークルなど、テーマ型の活動も取り組まれています。

しかし、新たな公共の担い手として期待が高まる反面、松原市内で活動する市民公益活動団体に関する数や活動実態を正確に把握できていません。団体同士のつながりも、松原市社会福祉協議会に拠点を置く「松原市ボランティア連絡会」等があるものの、市内全体の活動を網羅するものとはなっていません。

近隣他市と比較しても、本市には、専門的に市民公益活動の増進を担う専門機関の設置が遅れていることもあり、その活動の意義付けや市民の理解が充分であるとはいえません。また、本市内の市民公益活動団体が、活動のあり方に悩んだ際の支援を受けるため、大阪市や堺市等の近隣市町村の専門機関に出かけて、相談サービスを利用する等の実態が懇話会でも話題となりました。

これらの現状を踏まえ、半径4キロ四方の地の利の良さを活かし、本市の市民公益活動団体に関する情報共有やネットワーク化を進め、また、課題解決を速やかに支援するための基盤整備を進めることが求められています。

市民公益活動の意義を十分に浸透させ、市民公益活動への理解と団体の活動状況等の把握とネットワーク化、また、行政とのパートナーシップの醸成やそれを支える基盤づくりが早急に求められています。

以上のような観点から、松原市の市民公益活動を推進するためには、2009年4月にゆめニティプラザにオープンする「市民活動サポートサロン」の整備が必要です。

#### (4) 市民活動サポートサロンが果たす役割

以上のような状況を踏まえ、松原市の市民公益活動の発展やまちづくりを進めるための重要な拠点施設「市民活動サポートサロン」については、次の点に留意し設置します。

##### ①市民公益活動団体や個人が気軽に立ち寄れる場所

「活動してみたい」「活動を広げたい」と思った時に、まず、気軽に立ち寄り、必要な情報収集や相談ができる、利便性の高いワンストップ機能を持つ場。活動を始めたい人のきっかけ作りや活動に悩む団体の相談に対応できる場所。

##### ②市民の「よし、やろう！」という市民公益活動のマインドを共有し、高める

市民公益活動の意義を明確に掲げ、活動に参加する人や興味、関心を持つ人が「やってみよう」と思えるエンパワメントな場所。

##### ③市民公益活動促進のための講座や研修等の開催

市民の理解や参加を促すための、講座や団体運営に必要なスキル獲得のための研修等の開催。

##### ④市民公益活動に関する専門的な相談機能を有する

法人格取得に関する相談や団体運営に関する相談等、市民公益活動を続ける中で発生する課題や悩みの解決をサポートする専門的な相談機能を有する場。

##### ⑤印刷やインターネット利用、作業スペースを備える

専用の事務所や事務機器を有さない市民公益活動団体や個人が、実費程度で活用できる環境整備を行い、活動の支援。

##### ⑥会議や講座等に活用できる貸し室がある

市民公益活動団体が主催する講座や会議を実施する際、安価で活用できる貸し室がある。

##### ⑦市民公益活動に関する情報収集、情報発信機能がある

チラシが並べて置いてあるだけでなく、ここに行けば、松原市内の市民公益活動に関する情報が取得できる。また、市民公益活動団体が情報発信をする際、広報や社協だより以上の詳細な情報発信機能がある。また、市民公益活動に関する専門的な情報やノウハウを蓄積し、発信する。

### ⑧松原市内の市民公益活動の評価基準づくり

松原市内で活動する市民公益活動団体の情報を共有できる基礎資料を作成し、公開する。その際、活動内容や公益性、公共性、行政課題の解決にも貢献している等の効果について客観的な評価基準づくりを行い、透明性や信頼性を担保する。これらの情報発信を通じ、市民の共感性を高めるとともに、市民公益活動をやっている人が、好きで勝手にやっていると思われない仕組み作りを行う。

### ⑨個人や団体の人材バンク機能とコーディネート機能

活動をしたい人と活動を求める人の情報が蓄積され、双方をマッチングするコーディネーションが機能する場。松原市で活躍する大人が、子ども達のロールモデルとなれるような人と人の出会いをコーディネートする機能。

### ⑩既存の社会資源を有効活用するための情報共有や手続きの整備

市内の公共施設や教育施設、民間施設をはじめとする社会資源に関する情報を集め、市民公益活動団体が有効活用するための情報共有や活用手続きの整備、サポートを行う。

## (5)「市民活動サポートサロン」が機能するために必要な要件

以上を実現していくための要件として、以下の具体的な施策や予算が必要です。

### ①熱意と専門知識を持つスタッフが常駐する

場所があるだけ、チラシが置いてあるだけではなく、本市内の市民公益活動の推進や松原市の活性化に熱意と専門知識を持つ有給スタッフが常駐していることが、最優先の条件である。

### ②市民活動サポートサロンを運営する中間支援組織が必要

利用者の利便性を高め、柔軟で効果的な「市民活動サポートサロン」の活用を進めるためには、松原市内の市民公益活動の推進に責任を持って取り組む中間支援組織が必要です。

### ※中間支援組織

活動分野を特定せず、市民公益活動全般の促進や団体支援を専門的に取り組む組織。市民公益活動団体と行政、市民、地域、企業等の間、あるいは市民公益活動団体間の調整やコーディネーション等にも取り組む。



**③設置主体は市。運営は中間支援組織等が担う。**

「市民活動サポートサロン」の設置は松原市が行い、運営は専門性やノウハウを有する中間支援組織が行うことで、安定した柔軟性の高いサービス提供を実現する。

**④市民公益活動団体や携わる個人のスキルアップやマネジメント力の向上**

ボランティアマインド（自主性、社会性、無償性）の再確認と共有や、非営利活動への理解。自己犠牲的にならず、費用対効果やエネルギー対効果を考慮した活動づくり。引継ぎや連携による活動の質の向上、第三者からの評価の活用等を通じ、スキルアップやボランティアマネジメント力の向上を行う。

**⑤市民が気軽に活動に参加できる低いハードルと開かれた窓口**

古くから住む人も、新しく来た人も、誰もが気軽に交流し、市民公益活動に興味を持つ人が、気軽に立ち寄り、適切な活動や講座等の情報を得ることができる場所であること。そのためコーディネーション機能が発揮されることが必要です。

## 2：行政と市民の協働のあり方について

平成17年に、市制50周年を迎えた本市は、市民と行政双方が主役となり進める「協働のまちづくり」を掲げ、新たなスタートを切りました。多様化、複雑化する市民ニーズに対応し、市民が住んで良かったと思える松原市をつくるためには、行政と市民公益活動との協働が不可欠です。

本市においてもこれまでに、市民公益活動との協働は多課に渡って実施されていますが、これまで、その数や活動目的、内容、規模等について担当課を超えた横断的、全般的な調査を実施した経緯がなく、関係各課で独自に把握するレベルに止まっており、今後は、包括的な情報を把握しながら進める必要があります。

各課では、それぞれの事業ごとに協働を進めていますが、行政職員、また市民の側も、新たな公共の担い手と期待される市民公益活動団体としての意義付けや意識化が希薄なまま、活動が推進されています。

そのため、しばしば「行政ができないことを安価で（無償で）引き受ける便利な請負先」として扱われることには、多くの市民公益活動団体に携わる人が、理不尽な思いを抱きながら活動を続けています。

今後は、市民公益活動や協働に対する理解を職員、市民双方が深め、より協働が実現しやすい環境整備を進める必要があります。

### (1) 互いの強みを活かし、弱みを補完しながら、共に松原市をつくるパートナーであることの意識化を進める

行政と市民公益活動は、取り組むテーマや課題が重なる場合が多く、これが市民公益活動が新たな公共と言われる由縁でもあります。しかし、同一の課題に取り組もうとする際、行政と市民公益活動は、成り立ちやシステムが違うことから、齟齬や対立が起こることも少なくありません。

例えば、市民公益活動には、団体の意思決定があれば、すぐに課題解決に取り組むことができる柔軟性やフットワークの軽さが強みとしてありますが、行政には、課内の合意形成や議会等の意思決定を経て動くため、時として迅速な対応が難しい場合があります。このような構造上の違い（強みと弱み）を双方がよく理解し、強みを活かし、弱みを補完しあう中で、

共にゴールをめざす対等な関係づくりが必要です。

### 【行政と市民公益活動のちがいを、対比表】

	行 政	市民公益活動団体
原 則	全ての市民に 公平でなければならない	不公平でも良い 〇〇さんを支える支援活動もある
根 拠	法律、条令等	思い、願い
動 機	給与の対価としての仕事	自発性に基づいた活動
運営基盤	安定（公費）	不安定（会費や寄付等が主）
専門性	専門性やノウハウが蓄積され にくい（数年で異動）	専門性が高く、ノウハウが蓄積される （やりたければ、何年でもやれる）
機敏性	議会等の庁内手続きに時間が 必要	組織内で合意が取れば、迅速に対応 できる
目 的	誰もが住んで良かったと思え る安心、安全のまち作り	特定の地域、テーマにおける課題解 決。安心、安全のまち作り

※共通の目的をしっかりと見据えながら、互いの強みと弱みを活かしたパートナー意識を持って協働することが重要です。

### （２）行政職員の市民公益活動への理解を深め、資質を向上する

迅速に効果的に協働を進めてゆくために、市職員の市民公益活動への理解や協働に必要な技術や知識の習得が必要です。具体的な技術として①協働や市民公益活動への理解を深める ②協働のための具体的な方法論を学ぶ ③市民との会議や対話の進行技術を習得する ④市民の苦情や要望を適切に処理する課題解決力を高める等が挙げられます。

また、市民の自治意識を向上し、市民公益活動が自立的に活動できるように支援、育成するインキュベーションも、行政が積極的に取り組む課題の1つです。

### (3) さまざまな部局が横断的に取り組み、効率的、効果的に事業を進める

市民生活はトータルなものですが、行政は縦割りのため、1人の市民や1つの団体がいくつもの行政窓口に対応しながら、市民公益活動に取り組んでいる例も少なくありません。また、縦割り行政であるが故に、ダブルワーク、トリプルワークを生み出し、効率的、効果的な事業運営が難しい構造上の問題があります。

このような弱点を克服するためには、さまざまな部局が横断的に事業に取り組み、その進捗状況や情報を一元管理しながら、進めることが求められます。

### (4) 協働の具体的な仕組みづくりを行う

市民公益活動団体と行政が実際に協働して何かを行う場合、とり得る形態には以下のものがあります。例外もありますが、①～③は市民公益活動が事業主体であり、⑥～⑧は行政が事業主体です。④、⑤の事業主体は、ケースバイケースです。

#### ①後援・広報協力

市民公益活動に関するイベントを市が「後援」するものです。市民公益活動にとっては市民に対する信頼性が高まり、PRしやすくなります。また、市の広報紙に掲載されるなども、市民公益活動にとっては強力なPRになります。

#### ②補助

市民公益活動に対する補助金・助成金の交付、低利融資、事業税優遇などがあります。公共施設を無料ないし低額で提供することもあります。補助は、市民公益活動団体にとっては活動の直接的な原資となるもので重要な施策ですが、それだけに補助対象の公平性や透明性が求められます。補助基準等を明確にして、客観的に補助対象を見直せるような仕組みが必要です。

#### ③買上

市民公益活動団体がつくる商品、冊子などの購入予算を行政が確保し、企画段階から話し合いを重ねて完成させる場合は、単なる購入ではなく協働と呼べる成果を得られることがあります。

#### ④実行委員会・協議会

特定事業について、行政職員と市民公益活動団体や市民がともに実行委員会や協議会に加わって互いに情報提供をして意見を交わしながら、事業推進を行うものです。

#### ⑤共催

ともに主催者を構成します。役割分担は場合により様々です。

#### ⑥行政事業へのボランティア参画

市のサービスや事業について、市民にボランティア参加を呼びかけるものです。イベントなどでは市民ならではの視点でサービスが提供できたり、きめ細かい対応やユニークな事業が展開できたりします。ボランティアを受け入れるにあたっては、ボランティアの視点や良さが生かせるよう受け入れ準備や計画を周到に行い、活動スタート後もボランティアへのいろいろな対応が必要になります。ボランティア担当職員の業務量は十分に見込み、場合によってはボランティアの交通費、材料費・道具代なども見込む必要があります。

#### ⑦施策企画立案への参画

行政施策を検討するに際し、市民公募委員を募ったり、市民公益活動団体委員に呼びかけたりするものです。会議の運営や報告書の作成、市民への報告を市民委員が担うケースもあり、そのような場面に市民の参画が増えるほど、市民主体の企画立案はなされやすくなります。

#### ⑧委託

委託は、あくまでも行政責任でなされる事業を一定の理由があつて民間が代行するものなので、受託する民間団体は行政を上回る専門性や効率性が求められます。事務の遂行や守秘義務の遵守、個人情報管理なども、行政に準じたレベルで行える能力が必要です。委託も、補助と同じく透明性が必要です。また市民公益活動団体に委託する際は、公共性をともに担う存在として対等な立場で関わり合うことが大切です。

また、協働が効果的に行われるための環境整備も必要です。たとえば、市民公益活動を市民や職員が広く知ることや、どんな市民公益活動が行われているかがわかるよう情報を整備することなどです。これらは、「市民活動サポートサロン」が核となりながら、各課を横断した取り組みを早急に進める必要があります。

#### (5) 市民と行政が共に汗をかき、目的達成に取り組む関係づくりを進める

具体的な成果や課題を共有しながら、行政と市民が共に汗をかき、互いの健闘を称えあえる、お互いに「やって良かった」と思える関係づくりを積極的に進めていくことが、松原市の行政サービスや市民公益活動を進める上では不可欠です。このような協働を進めてゆくためのノウハウを蓄積し、広げてゆく必要があります。

### 3 : 松原市市民との協働推進懇話会委員名簿

	氏 名	所属等	備 考
学 識 経 験 者	能登 征夫	阪南大学経済学部教授	座 長
	鄭 聖子	人まちファシリテーション工房代表	副座長
市 民 団 体 等 の 代 表 者	喜多 清和	社団法人松原青年会議所副理事長	
	前田 正人	松原市地域教育協議会会長	
	本庄 隆三	松原市ボランティア連絡会代表	
	井上 貢志	財団法人松原市文化情報振興事業団事務局長	
	関藤 博史	公募 NPO 法人 環境教育技術振興会代表	
	田崎 由佳	公募 NPO 法人 やんちゃまファミリーwith 代表	
市 民	森川 敏子	公募	

#### 4：松原市市民との協働推進懇話会審議内容

回数	日時	会議の議題
1	平成20年7月25日 午前10時～	1) 委嘱式 2) 座長・副座長の選出について 3) 懇話会 4) その他
2	平成20年9月11日 午前10時～	1) 市民又はNPOとの協働の推進に関する重要事項について 2) その他
3	平成20年10月9日 午前10時～	1) 市民又はNPOとの協働の推進に関する重要事項について 2) その他
4	平成21年1月19日 午前10時～	1) 市民又はNPOとの協働の推進に関する指針に係る提言書の提出について 2) その他



## 5：松原市市民との協働推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 市民又はNPOと行政との協働を推進することにより、将来を展望した特色ある地域づくりに取り組み、また、直面する協働に関する重要課題に的確に対応するため、松原市市民との協働推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 懇話会は、市民又はNPOとの協働の推進に関する重要事項について、専門的かつ幅広い見地から意見を述べることを任務とする。

(構成)

第3条 懇話会は、次に掲げる者のうちから委員10名以内で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体等の代表者又は推薦者
- (3) 市民
- (4) その他市長が必要と認めた者

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長及び副座長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、その議長となる。

(関係者の意見聴取)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 懇話会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会議録)

第8条 会議の議事は、会議録として記録しなければならない。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、総務部人権文化室において行う。

(実施の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成20年5月1日から実施する。

(失効)

- 2 この要綱は、懇話会が第2条に掲げる任務を終了した時に、その効力を失う。

## 6：大阪府下の拠点施設

市町村名	拠点施設の名称	支援機能
大阪市	大阪市ボランティア情報センター	ボランティア活動の普及・啓発、NPO活動への基盤づくりのための支援、ボランティア情報の提供、ボランティア相談、ボランティアに関する調査・研究、活動団体の交流促進
堺市	堺市市民活動コーナー	堺市内におけるNPOなどを対象とする市民活動支援のための相談を含む情報提供、ミニ講座実施等
	区民プラザ	市民活動グループ等の活動支援のための情報・場の提供等
	堺市民活動サポートセンター	堺市内におけるNPOの事務所機能支援及び交流支援
豊中市	豊中市市民活動情報サロン	相談、普及啓発、情報提供、活動支援(ショーウィンドウ貸出、メールボックス貸出、啓発事業の場の提供)、ネットワーク化支援
	社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会 ボランティア活動推進センター ぷらっと	①ボランティア相談 ②ボランティア登録 ③ボランティアの派遣調整 ④ボランティア団体の交流・活動支援 ⑤ボランティア活動情報の発信 ⑥ミニ講座の開催 ⑦ボランティア関連図書・ビデオ・体験グッズの貸し出し
池田市	いけだNPOセンター (池田市立公益活動促進センター)	貸会議室、情報交流スペース、貸ロッカー、公益活動団体事務所機能代行
箕面市	箕面市立みのお市民活動センター	市民活動団体紹介冊子の発行、センターホームページの発行、ニュースレターの発行、市民活動情報の収集・発信、講座・啓発事業の開催、相談業務、貸館業務、調査研究業務
	箕面市社会福祉協議会ボランティアセンター	1. ボランティア活動の相談(登録・コーディネート) 2. ボランティアの育成(発掘・講習会の開催) 3. ボランティア活動の啓発・開拓 4. 情報提供(ボランティアセンターだより『ぼら箋』・ホームページ) 5. ボランティアへの援助(場所・助成) 6. ボランティア保険の加入手続き
豊能町	豊能町ボランティアセンター	相談、連絡調整、仲介、育成、広報活動、機材貸出

能勢町	能勢町ボランティアセンター	ボランティアコーディネーターにより、相談、調整、紹介などを行う。情報誌の発行や研修会・講座を行い研修・学習の支援を行う。
高槻市	高槻市市民公益活動サポートセンター	ミーティングコーナー、作業コーナー等施設提供、情報受・発信、交流促進、人材育成、活動支援、相談
茨木市	茨木市市民活動センター	市民活動情報の提供、交流室や会議室など活動拠点としての場の提供 市民活動団体間の交流・ネットワーク支援 印刷機、コピー機、ロッカーなどの利用
摂津市	摂津市ボランティアセンター	相談連絡調整、情報提供、各種講座、福祉教育、ボランティア保険の加入受付等活動基盤の充実など
	摂津市市民活動支援センター	事務用・会議用スペースの提供
島本町	島本町社会福祉協議会ボランティアセンター	ボランティア活動の啓発、援助、ボランティアの育成、登録、派遣、受け入れ施設との連絡調整、給食サービス事業等の受託事業に関するボランティアの育成、運営、調整、その他各種社会福祉活動への支援及び協力
守口市	守口市社会福祉協議会 ボランティアセンター	相談、普及啓発、会場・情報の提供、人材育成
枚方市	ひらかた NPO センター	○会議室・備品の貸し出し、NPO 関連図書への貸し出し ○NPO 法人格についての相談、助成金・補助金申請について、コーディネート業務 ○各種講座・講演会、「ひらかたNPOフェスタ」、NPO 交流会の開催 ○広報誌「ふれあい NPO」の発行、地域コミュニティFM の番組制作 など
寝屋川市	寝屋川市立市民活動センター	市民活動の場の提供・情報収集と提供・相談・コンサルティング、活動団体間の交流・ネットワーク支援、市民活動に関わる教育・研修、市民・行政・企業との連携・交流コーディネート
	寝屋川市立ふれあいプラザ香里	ふれあいコーナー：市民活動団体へ活動の場を提供、情報コーナー：ボランティア情報・行政情報の提供、自由図書コーナー等
大東市	大東市立生涯学習センターアクロス	・情報収集、提供機能 ・ネットワーク機能 ・事務所打ち合わせスペースの提供
	社会福祉法人 大東市社会福祉協議会 大東市ボランティアセンター	ボランティア関連講座・研修会の開催。ボランティア活動に関する情報提供・相談・調整。ボランティア活動者の登録。部屋や活動資材の貸出。ボランティア情報紙の発行。ボランティア保険の窓口など

門真市	門真市ボランティアセンター	・ボランティア活動の啓発、育成、支援 ・ボランティアルームの提供
四條畷市	社会福祉法人四條畷市社会福祉協議会 ボランティアセンター	①相談、登録、あっせんに係る事業 ②ボランティアに係る情報紙などに係る広報事業 ③ボランティア保険の加入手続きに係る事業 ④ボランティア活動に必要な知識、技術等を習得するための各種講座、研修会に係る事業 ⑤その他、ボランティア活動の振興に係る事業
交野市	交野市立ボランティアセンター	ボランティアの育成及び支援に関する事業、ボランティアの啓発及び振興に関する事業、その他のボランティアに関する事業
八尾市	八尾市市民活動支援ネットワークセンター	メールボックス、印刷機等備品の貸出、情報提供業務、ネットワークセンター機関紙の発行、市民活動メールマガジンの発行、市民活動団体間の連絡調整、相談業務など
	サポートやおボランティアセンター	ボランティアへの情報提供、ボランティア活動等の相談、ボランティア活動支援など
柏原市	柏原市ボランティア市民活動センター	情報交流スペース、ボランティア支援、育成、研修、連絡調整等
	市民交流ひろば	情報交流スペース、ボランティア支援、育成
東大阪市	市民福祉活動センター	登録ボランティアグループへの支援として ①ボランティア活動の紹介と調整②需給調整③研修用福祉用具の貸出④会議室等の貸出 ⑤ボランティア保険の保険料の負担(条件あり)⑥NPOへの支援(会場・印刷機及び機材の提供)⑦1day市民活動ひろばなどの協働活動
富田林市	富田林市ボランティアセンター	ボランティア活動の推進・発展させることを基本として、情報・コーディネート・支援機能の拡充を図る
	富田林市市民公益活動支援センター	打合せ等の場所提供、作業場所・機器の提供、相談、情報の提供
河内長野市	ボランティアセンター	相談、普及啓発、情報提供、人材育成、会場提供、活動支援
	河内長野市立市民公益活動支援センター るーぷらざ	①情報の収集・提供②人材育成③相談・助言④立ち上げ支援 ⑤コーディネート⑥ネットワーク支援⑦調査・研究⑧評価

松原市	まつばらボランティアセンター	ボランティア相談連絡調整、情報提供、人材育成、福祉教育、資料・機材提供。ボランティア団体・個人の交流及び情報の交換を通じて、ボランティア活動の活性化を図るためボランティア連絡会を設置。
羽曳野市	羽曳野市ボランティアセンター	ボランティア相談・登録、広報・啓発、資材の提供、育成・教育、情報・資料の提供、連絡調整
藤井寺市	藤井寺市社会福祉協議会ボランティアセンター	相談、普及啓発、情報収集・提供、人材育成、活動支援のためのネットワーク機能、ボランティアコーディネート(需給調整)
大阪狭山市	大阪狭山市市民活動支援センター	貸事務室 4 室、貸ロッカー6、メールボックス、ミーティングスペース、ワークステーション(印刷機、複写機、帳合機、紙折り機、作業台)、相談・情報提供、市民活動・ボランティア情報の収集と提供、ニューズレターの発行、展示・掲示コーナーの提供など
	大阪狭山市ボランティアセンター	おおさかさやまボランティアだより発行、ボランティアに関する相談及び情報提供、登録グループの活動支援(助成金・パソコンなど機器の貸出・ロッカー・メールボックスの貸与など)、ボランティア養成
河南町	河南ふれあいセンター	部屋や備品の貸し出し・ボランティア活動支援
	河南町ボランティアセンター	ボランティア登録・需給調整・ボランティア相談・ボランティア情報提供 部屋への備品貸し出し・研修会の実施
千早赤阪村	千早赤阪村ボランティアセンター	ボランティア登録・需給調整・ボランティア相談・ボランティア情報提供
泉大津市	泉大津市社会福祉協議会ボランティアセンター	ボランティア調整、ボランティア活動を希望する人、活動中の悩み相談、情報の発行、小中学校のボランティア学習、関係機関との調整等
和泉市	和泉ボランティア市民プラザ アイ・あいロビー	会議用スペースの提供、ボランティアの登録受付、各種ボランティア保険受付、ボランティア需給調整、各種ボランティア講座の開催、会議室・機材貸し出し、広報活動、ボランティアフェスティバルの開催等
高石市	高石市ボランティア市民活動センター	ボランティアコーディネーターによる相談受付、情報提供及び受給調整、講演会開催等ボランティアの育成、会議等への場所提供、NPO 法人との連携及び情報交換。ボランティア・市民活動フェスティバルの開催、中学生・高校生を中心とした青

		少年へのボランティア活動の啓発、宣伝。
岸和田市	岸和田市ボランティアセンター	ボランティア相談、ボランティア需給調整、ボランティア養成講座開催、ボランティアグループに対し、活動助成金を交付、コピー、印刷機、その他
泉南市	泉南市ボランティアセンター	相談・普及啓発・情報提供・人材育成・活動支援
阪南市	阪南市ボランティアセンター	1.在宅要援護者、福祉施設等へのボランティア紹介 2.ボランティアの発掘・育成・指導 3.ボランティア活動に関する相談 4.ボランティアを受け入れる個人・施設等との連絡・調整
熊取町	熊取町ボランティアセンター	ボランティアグループ相互の連絡・調整、広報紙の発行等の普及啓発、ボランティア研修・講座実施による人材育成、登録ボランティアへの支援
田尻町	田尻町ボランティアセンター	ボランティア活動に関する啓発・情報提供・調査研究・人材育成・相談・需給調整・登録あっせん事業